

新	旧	備考
<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00016 沿革 平成14年3月11日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年7月9日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正 <u>平成21年3月19日 一部改正</u></p> <p>（以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（保険金額） 第4条 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。 一 約款第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由にあっては<u>次に掲げる率</u> <u>イ 地球環境保険特約を付して保険契約を締結する場合にあっては100分の100</u> <u>ロ イ以外の場合にあっては100分の97.5</u> 二 同条第10号又は第11号に該当する事由にあっては100分の90</p> <p>第5条～第14条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p>	<p>貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01-制度-00016 沿革 平成14年3月11日 一部改正 平成16年4月1日 一部改正 平成16年7月9日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成18年3月20日 一部改正</p> <p>（以下「銀行等」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易代金貸付保険包括保険（2年未満）特約書を次のとおり締結するものとする。</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（保険金額） 第4条 保険金額は、保険価額に次の各号のいずれかの率を乗じて得た額とする。 一 約款第3条第1号から第9号までのいずれかに該当する事由にあっては100分の97.5 二 同条第10号又は第11号に該当する事由にあっては100分の90</p> <p>第5条～第14条（略）</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p>	

新	旧	備考
<p>年 月 日</p> <p>銀行名 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年4月1日から実施する。</u></p> <p>附帯別表第1 次の各号のいずれにも該当する貸付契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貿易一般保険包括保険が付保されている輸出契約及び仲介貿易契約（法第26条第1項又は第2項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。）に係る輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約であって、契約金額が1,000万円以上のもの。 2 貸付契約に基づく貸付金の償還期間が2年未満の貸付契約（複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるもの及び貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）追加特約書の対象となるものを除く。） 3 海外商社名簿においてGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされた銀行を貸付契約の相手方とするもの。 	<p>年 月 日</p> <p>銀行名 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p>附帯別表第1 次の各号のいずれにも該当する貸付契約</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 貿易一般保険包括保険が付保されている輸出契約及び仲介貿易契約（法第26条第1項又は第2項の規定により輸出契約及び仲介貿易契約とみなされる契約を含む。）に係る輸出代金貸付契約及び仲介貿易代金貸付契約であって、契約金額が1,000万円以上のもの。 2 貸付契約に基づく貸付金の償還期間が2年未満の貸付契約（複数の者が協調して貸し付ける契約で銀行等の貸付金額が優先して償還される場合であって、当該償還期間のみが2年未満となるもの及び貿易代金貸付保険包括保険（2年以上）追加特約書の対象となるものを除く。）<u>ただし、本表の附表に掲げる品目の輸出契約又は仲介貿易契約に係る貸付契約にあつては、貸付金の償還期間が180日以内のもの。</u> 3 海外商社名簿においてGS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされた銀行を貸付契約の相手方とするもの。 <p><u>附表</u> <u>ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」において信用供与期間が最大180日に規制されている品目で、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」（HS条約）の附属書と</u></p>	

新	旧	備考
	<p><u>して採択された「商品の名称及び分類についての統一システム」 (Harmonized Commodity Description and Coding System 『HS』) 及び輸出統計品目表による分類で以下に該当する品目</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>第2類 ~ 第5類</u> <u>第6類 (0601,0602を除く)</u> <u>第7類 (0701-10を除く) ~ 第9類 (0909を除く)</u> <u>第10類 (1005-10,1006-10,1008-10を除く)</u> <u>第11類</u> <u>第12類 (1209を除く)</u> <u>第13類 ~ 第30類</u> <u>第32類 ~ 第37類</u> <u>第38類 (3808を除く)</u> <u>第39類 ~ 第71類 (3922,3923,3925,4011 ~ 4013,4016-94, 4822,6813を除く)</u> <u>第72類のうち</u> <u>Rough-steel(ingots,slabs,blooms,billets bars and rods)</u> <u>7201 ~ 7207,7218,7224</u> <u>Light-steel 7208-27, -39, -54,7209-16 ~ 7209-18,7209-26 ~ 7209-28</u> <u>(Tin Plate) 7210-11, -12,7212-10</u> <u>(Rod) 7213 ~ 7215,7221,7222,7227,7228</u> <u>(Wire) 7217,7223,7229</u> <u>第73類のうち 7317 ~ 7319,7320-20,7320-90,7323</u> <u>第74類のうち 7401 ~ 7407,7409,7410,7414 ~ 7418</u> <u>第75類のうち 7501 ~ 7506,7508</u></p> </div>	

新	旧	備考
<p>附帯別表第2（略）</p>	<div data-bbox="987 272 1758 722" style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <p><u>第76類のうち 7601～7604, 7606, 7607, 7615, 7616</u></p> <p><u>第78類のうち 7801～7804</u></p> <p><u>第79類のうち 7901～7905</u></p> <p><u>第80類のうち 8001～8005</u></p> <p><u>第81類</u></p> <p><u>第82類のうち 8211～8215</u></p> <p><u>第83類のうち 8304～8311</u></p> <p><u>第93類のうち 9306-21, 9306-29</u></p> <p><u>第94類 (9406-00を除く) ～ 第97類</u></p> </div> <p>附帯別表第2（略）</p>	